【ELSI大学サミット】

# 人格の表象をめぐるELSI課題

慶應義塾大学 斉藤 邦史

2025年3月16日

Supported by JST Moonshot R&D Grant Number JPMJMS2215

# 2050年の
# サイバネティック・アバター

- ✓ 萩田（2022）
- ➢ ……一人の遠隔操作者(TO)が N 体の CA を同時に操作できるかの 1×N 遠隔制御技術を研究開発する
- ➢ 一方、……自らの能力では、なかなか身につけることが難しい技能や体験を他の遠隔操作者と共有する CA を利用することで、F1 レーサー、シェフ、電気工事士などになって、皆で新しい技能や体験を共有する CA サービスの可能性がある
- ➢ ……M 人の遠隔操作者(TO)が 1 体の CA を操作して、互いの技能や経験を共有できる M× 1 遠隔制御技術が重要になってくる。この場合に、M 人の遠隔操作者間で互いに技能共有に合意していることが前提条件になる

# 日経デジタルガバナンス（中藤玲・2024年9月30日）

## カリフォルニア州ではAIから俳優を守る州法が成立した

| | |
|---|---|
| AB2602 | デジタルレプリカを使う合理的な説明を労働契約で明記し、組合や弁護士などの代理人が契約することを義務付ける |
| AB1836 | 俳優の死後に、遺産管理人などの同意を得ずにデジタルレプリカを商業利用することを禁止する |

# 「専属マネジメント契約」と「エージェント契約」

- ✓ 公正取引委員会（2024）
- ■ 専属マネジメント契約
- ➢ 「実演家は、……芸能事務所の取引先である放送事業者等から提供を受けた場などにおいて実演する義務を負い、その対価として芸能事務所から報酬を受け取る」
- ■ エージェント契約（参考）
- ➢ 「出演機会の獲得や条件交渉等についてのみ実演家が芸能事務所に委託する」
- ➢ 「実演家は、芸能事務所に委託手数料を支払う」

# アバターの「保有」と「貸与」

- ✓ 吉川（2024）
- ➢ VTuberを営む企業において、IPに関わる権利そのものは企業側が保有している場合が多い
- ➢ つまり、VTuberの演者に、IPであるVTuberのキャラクターをアバターとして「貸与」する形をとっている
- ➢ YouTuberやタレントのように、待遇面をめぐって所属企業と契約を解除する事例が起きにくい背景も、以上のような点にある
- ➢ 事務所を「卒業」してしまうと、「貸与」されていたVTuberのアバターモデルを「返却」することになり、同一のIPで活動を継続する道が絶たれるからだ

# 専属マネジメント契約：「委託先」としての「中の人」

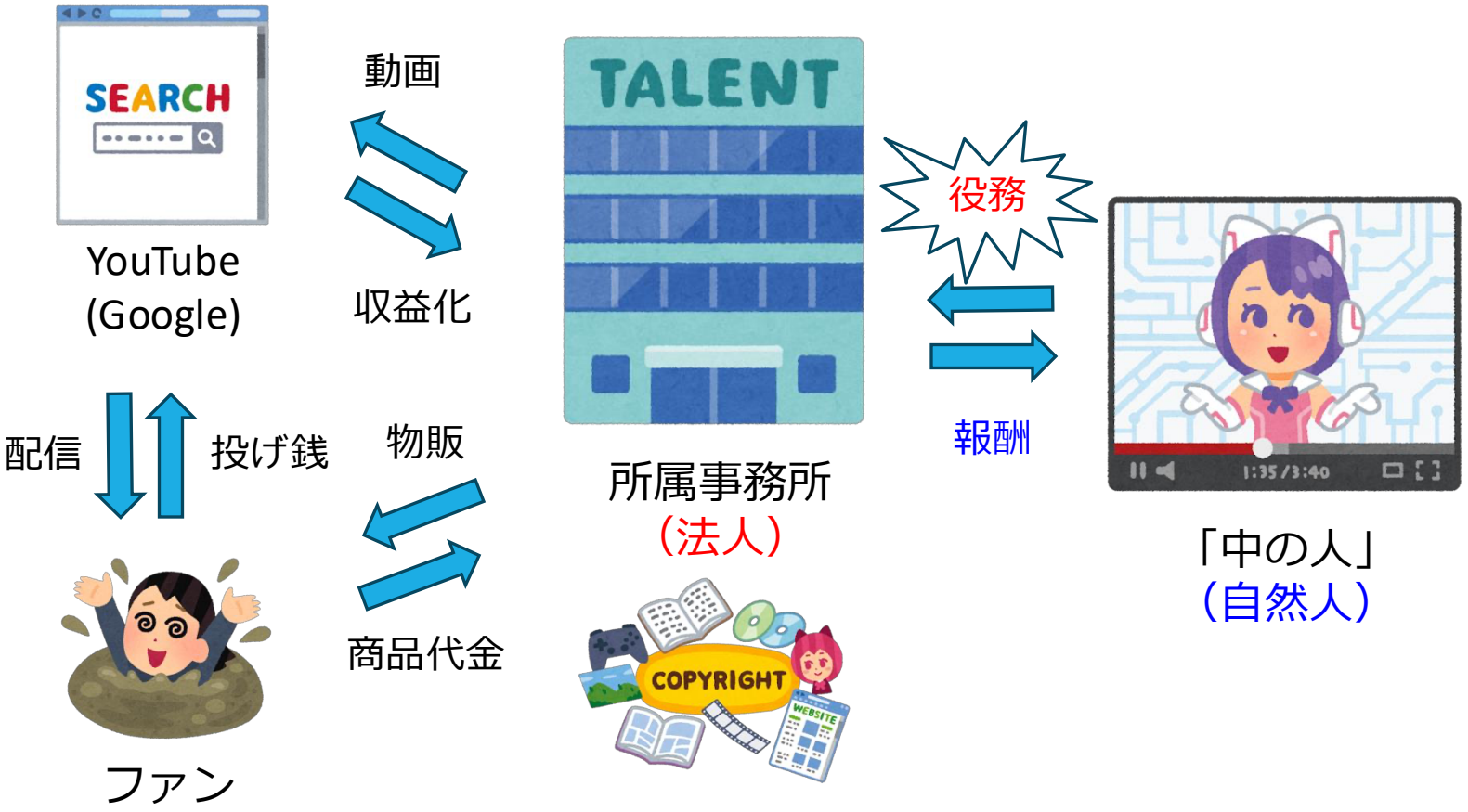

# 個人に対する法人の支援と弁護士法

- 法務省（令和5年9月12日）

✓ 「新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表」

➢ 「本件の新事業活動に係る事業は、照会者が新たに設立する株式会社において、YouTuberとして活動する複数のタレントとマネジメント契約等を締結し、インターネット上で芸能活動をするタレント事務所を運営することを目的に、その営業活動の一環として、所属タレントへの誹謗中傷・プライバシー侵害等の攻撃的行為（以下「誹謗中傷行為等」という。）に対し、以下の①から⑥を内容とする対策業務を行うものである。」

➢ 「……本件新事業活動については、照会書記載の事業内容②、③及び④の各対策業務を行う場合には、「弁護士又は弁護士法人でない者」が「報酬を得る目的」で「鑑定（中略）その他の法律事務」を取り扱い、又は「周旋」することに該当し、弁護士法第72条本文に違反すると評価される可能性がある。」

# 参照文献


- 萩田紀博「メタバース動向から見たムーンショット目標1における社会・経済・法・倫理の課題」情報通信政策研究6巻1号（2022年）
- 吉川慧「VTuber企業のビジネスモデルと社会的広がり」岡本健＝山野弘樹＝吉川慧編著『VTuber学』（岩波書店、2024年）
- 公正取引委員会「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」（2024年）